

連載
第55回

福聚山史

池浦 泰憲
及川 一晋
文 編

明治時代以降の「墓地」

今回は、常円寺が提出した明治五年（一八七二）の「寺院明細簿」と十年（一八七七）の「日蓮宗明細簿」を取り上げた。江戸幕府による保護下にあった寺領は、上知等によって「境内」の内か外かという明確な線引きをされ、「境外」の地は、基本的に「官有地」として政府に接収される対象となった。そして、こうした明治政府の政策のもと、境内外に区分された寺領は入り組んだものに変化していったと述べた。

ところで、今一度、明治十年の明細簿を見直すと、添付された境内外の図の「本堂」の脇に「墓地」が記されている。この「墓地」は、今も変わらずある本堂脇の墓地（南墓地）と呼んでいる）であろうが、その墓地に接して建つ「墓番所」は境内であるのに対して「境

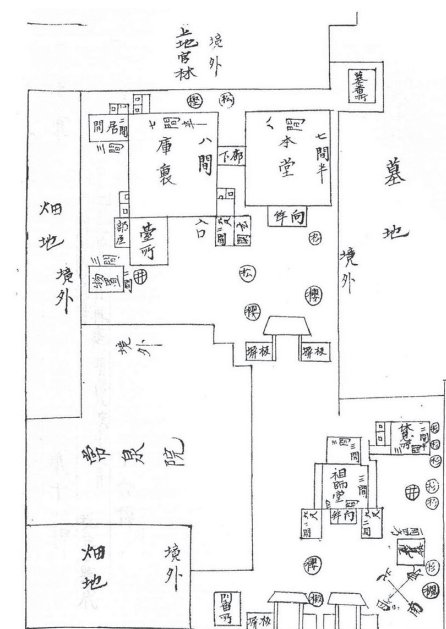
外」とされている。

寺院に付属する墓地は、普通は寺院の「境内」と考えるが、なぜ「境外」とされているのであろうか。今回は明治以降の「墓地」についてみていきたい。

●政府による「葬祭」（葬儀）への規制

明治維新の王政復古によって、神道国教化政策がすすめられていく中で、政府は、元来神職にあるもののみに限られていた神道による「神葬祭」を、一般にも普及すべく積極的に推進していった。

明治五年六月、政府は一般人が自らだけで行う葬儀＝「自葬」を禁止し、葬儀は必ず、神官が僧侶に頼むべしとの布達を出した。これは主に江戸時代禁教となっていたキリシタンが容認されたことに対する政策といわれ、仏教勢力との妥協ともいわれているが、これらの政府の葬儀への規制は、神道国教化政策の中にあつたものと考えられる。



また、この翌年、明治六年（一八七三）七月には火葬の禁止令が出された。火葬禁止の理由としては、火葬にともなう匂いや煙が周辺に生活する人々にとって衛生上好ましくないというものであつたが、その一方で火葬は、その是非をめぐる議論の中で「浮屠（浮図＝仏僧）ノ教法ニ出デ」といわれているように、仏教思想と密接なつながりがあるとの認識があり、火葬を禁止すべきという考えは反

仏教的で、神道国教化、廃仏毀釈という当時の社会の思潮につながるものでもあつた。

●「神葬祭」推進政策と「墓地」

こうした神道国教化政策における明治政府の葬祭への介入は、明治三年（一八七〇）一月に一般向けの神葬祭地の設置などで具体化されてきた。しかし、一般への普及にはいくつかの問題が残されていた。その第一は、神葬祭という儀式がどのようなものであるのか、その形が示せていないということであり、明治七年（一八七四）教部省の「神葬祭略式」によって周知が図られた。

そして「墓地」問題である。徳川幕府政権下の江戸では、京都や大阪と異なり「共葬」（共同で利用する埋葬地）の墓地がなく、寺院付属以外の墓地は存在しなかったという。墓地は基本的に寺院境内に設けられるものであり、江戸において墓地と寺院は密接不可分の関係を持っていたのである。したがって、神官が葬儀に携わることとなれば神葬祭の墓地が必要となった。

しかし、東京市街の「墓地」は不足の状況にあつた。先に触れた、明治六年の火葬禁止令により、一墓地あたりに必要な面積が拡大するようになったこと、さらには同年、東京の「朱引内」の墓地新設や新規の埋葬を禁止したのである。朱引とは、江戸幕府が江戸城を中心地図上に朱線で囲い、一般に「大江戸」として認識されている領域であるが、明治政府は、明治二年（一八六九）新たにその「朱引内」を決めた。ちなみに常円寺はこの「朱引」の境界域にあり、江戸時代は「朱引」の内、明治では外となった。したがって、常円寺にとってはこの墓所新設禁止の適用外ではあつたはずであるが、いずれにしろ東京の埋葬のための用地が不足となつたのである。

結局、こうした墓地の不足という事態もあり、火葬禁止は明治八年（一八七五）に解除され（但し、朱引内での火葬禁止は継続した）、朱引内での墓地新設・埋葬の禁止も時々の状況に応じながら、その管理の規定を変えていくこととなった。

●宗教から切り離された「墓地」

「神葬祭略式」が出された同年、神葬祭墓地を確保するため、政府は、青山百人町（青山霊園）、渋谷羽根沢村（羽沢公園）、雑司ヶ谷（雑司ヶ谷墓地）、上駒込（染井墓地）、深川数元町（深川墓地）など九カ所を神葬祭墓地と指定した。

しかし、政府による神道国教化政策はその貫徹が困難を極め、各々の具体策は次第に後退していった。墓地に関しても先にあげた神葬祭墓地は、後に神道という宗教色から切り離された「共葬」墓地となっていくのである。ところで、先の朱引内での埋葬地新設・葬祭禁止をめぐる議論において、大蔵省は東京市街の衛生面、そして都市計画というそれまでにはなかった理由から反対している。つまり、神道が仏教かという宗教的な理由からの墓地政策が、新しい都市としての東京を形作っていく上で、江戸時代は不可侵であつた寺領をどのように管理していくかという新しい観点のもと進められたのである。その具体策として、上知以降すすめられてきた寺領の「境外」「境内」の区別を厳格化した。本来「境内」として寺院に付属していた墓地を「境外」として設定し、官有地として行政の管理の下に置き、都市計画政策の中で手を入れることのできる領域に組み込もうとしたのであつた。先の常円寺の境内図で墓地が「境外」とされていたのはこうした墓地政策の「脱宗教化」が背景にあつたのである。